

1. 件名：廃止措置に関する事業者ヒアリング（浜岡原子力発電所 保安規定変更認可申請）

2. 日時：令和2年12月23日（水） 14時00分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者（※1…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐

止野上席安全審査官、土居安全審査専門職、櫻井安全審査官

中部電力株式会社：

原子力部 品質保証グループ長他12名※1

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトにより自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発信者により確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・ 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について【浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更等】
- ・ 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料（保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。原子力規制庁のミキヤです。それでは、浜岡の方にヒアリングを始めたいと思います。資料の確認からお願いいたします。
0:00:14	はい、中部電力の松岡です。本日のスケート資料 2 種類を用意しております。まず一つ目といたしまして浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請につきましてという資料をお呼びしております。
0:00:31	補足説明資料といたしまして、保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の御説明ということで、こちらの方が一部不通を用意しております。
0:00:43	ていうのは以上でございます。
0:00:45	はい、じゃあ説明始めてください。
0:00:49	はい。10 電力本店原子力本部原子力部実保証グループの三浦と申します。本日はお忙しい中浜岡の原子炉施設保安規定の
0:01:02	変更内容について御説明の機会をいただきましてありがとうございます。それでは早速でございますけれども、保安規定の変更内容の保安規定の 2 回申請しており、変更認可申請しております。この内容のうち、原子力発電保安審議会における審議事項に関わる運用の変更について。
0:01:23	評価のほうから御説明をさせていただきます。はい、中部電力の松岡です。それでは系統変更認可申請についての資料の 9 ページをご覧ください。
0:01:38	こちら今回申請させていただいております変更理由のうち、原子力発電保安審議会における審議事項に係る運用変更についての御説明資料となりますが、こちらから御説明させていただきます。
0:01:51	この理由につきまして、変更する条文といたしましては、第 1 弁六条及び第 2 編六条も原子力発電所保安審議会の
0:02:02	条文を変更いたします。
0:02:04	変更と内容といたしましては、本審議会における審議事項に関する運用に関して、あらかじめ保安審議会で審議の上、別途書店手続き上定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない旨を規定し、保安規定の軽微な変更については、保安審議会の審議ポーターしない運用に変更したいと考えております。
0:02:27	供試体変更の理由でございます。こちらを変更する理由といたしましては、審議の余地がないんですけれども、保安規定の軽微の変更について審議事項としない運用に変更することによって、
0:02:40	本審議会の委員長、委員及び関係者の審議等のための能力 1 時間を重要な保安活動に振り向けることにより、演習カーテンの達成維持向上に寄与するかということを考えまして、変更を行っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	できまして下段の御説明に移ります。
0:02:58	今回、都市軽微な事項として考えてる案として、以下のことを考えております。
0:03:05	軽微な事項といたしましてはおき訂正様式の変更。
0:03:11	あと業務分掌の変更を伴わない組織として設置設備文書記録の名称変更の反映
0:03:20	法令改正に伴う引用条項の変更、保安規定の条項の番号の変更PRA番号の繰り下げ取りつけ等はございます。またその他法令等の改正や、上位文書の変更に伴い必然的に反映する事項というのをこちらの軽微な軸として考えております。
0:03:42	続きまして、10 ページをご覧ください。
0:03:46	エラーにおきまして保安規定の条文における所定の手続きについて御説明させていただきます。
0:03:53	所定の手続きとは、保安審議会等の社内会議は、
0:03:58	下事項について審議する場であり、
0:04:01	廃棄体における審議結果を踏まえ、別途、会社として意思決定は手続きを行うこととしています。
0:04:07	保安規定の軽微な変更をご安心会の審議対象とする運用変更にあたっては、
0:04:13	保安規定の変更認可を受けた後、以下のプロセスに従って実施いたします。
0:04:19	まず、保安審議会における審議を行います。この中では、保安しえします。失礼しましたと森林、
0:04:28	病棟できる保安規定の軽微の変更について、その考え方及び具体的な内容が保安上問題ないかを審議いたします。
0:04:36	こちらは委員長が原子力部長止まっており、この中で保安上問題ないかを審議いたします。その結果、問題ないということが審議了承されたのち、下も内部コミュニケーション手引きの改正手続きしています。
0:04:51	本審議会における審議結果に従いまして、
0:04:54	保安委員会における審議事項等について規定しているQMSの二次文書でやる内部コミュニケーション撤去改正して流路変更します。こちらの添付の決裁者も原子力部長であり、位置付けといたしましては原子力部長が同手引き体制の決済を行うにあたり、
0:05:11	その内容について保安審議会で審議するという位置付けになっております。
0:05:16	またこちらの
0:05:18	業務を記載につきましては7 乗まで同じような表現があるため、あわせて記載の適正化を行うとしております。
0:05:28	できまして補足説明資料のほうの御説明に入りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	こちらは今回申請内容の保安上規定条文のうち、
0:05:38	申請案件審査基準に適合する情報についてご説明しております。今回の6条につきまして御説明させていただきます。
0:05:53	補足説明資料の5ページをご覧ください。
0:05:57	本審議会の6条につきましては、
0:06:01	上から5段目の原子力発電施設建設運転の安全審査に係る条項のところで、代行すると考えております。
0:06:13	詳細につきましては、
0:06:19	7ページを御確認ください。
0:06:25	17ページの表のところで、
0:06:28	まず、保安規定の審査基準、そして今回の保安規定の変更内容、また記載の考え方について勉強しております。
0:06:37	今回されます六条における正しいあらかじめ保安審議会の審議の上別途書店手続きに定めた軽微な事項は審議事項に該当しないの文言を追加いたしました。
0:06:49	これにつきましては、軽微な事項を打診率あと対象にしないと変更しますが、許認可同様、原子炉は発電用原子炉の保安に関する重要事項は、原子力発電保安審議会で審議することを定めており、
0:07:05	下旬と整合していると考えております。
0:07:08	また、六条に関するその他の
0:07:11	第2項の(3)及び参考の変更につきましては記載の適正化明確化を行うものであり、
0:07:18	認可同様、
0:07:20	八代。
0:07:22	原子力発電保安委員会の設置構成及び震源について定めているということで、
0:07:28	適合していると考えております。
0:07:30	また同じような表現がいろんな情報運営審議会の方にもございます。こちらにつきましても適正化明確となるものであり、廉価同様、保安運営審議会の設置構成及び審議事項の3について定めているということになっております。
0:07:46	また、こちらにつきましては第2件の6条7丁目も同様でございますので、説明は割愛させていただきます。
0:07:54	こちらの最下位層説明は以上となります。
0:07:59	はい、あります。
0:08:00	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:02	規制庁のミキヤですけれども、今回この軽微な事項を定めるというのは多分長い。
0:08:13	歴史が審議会規定も長く使ってるんだと思うんですけど、溢水なぜこの場で改めて
0:08:21	こういった規定を追加するかって何か背景はあるんでしょうかね。
0:08:26	はい、中部電力の松岡です。こちらの警備事項について審議しないような運用変更というのは、長年食ってと弊社のほうでも検討して参りました、今回この
0:08:39	タイミングで申請させていただきますのは、他電力様のですね、運用の状況を調査を行いました。その結果、我々とですね今回改正させていただく内容と同様の運用されてるってことは確認取れましたので、ちょっと今回、
0:08:55	このですねっていうのも含めまして、そうですね。はい、江藤とPWRさにはにつきましては、保安規定のほうにもその旨を記載しそのような運用されてるということにとれておりますので、弊社としても同じ運用できると考えまして今回申請させていただいております。
0:09:16	はい。規制庁のミキヤです。そうすると、何ていうんでしょう、特段、
0:09:22	このタイミングで何か背景にあって変えるというよりも前々から変えよう変えようと思っていて、
0:09:31	他の電力も調査してみて他の
0:09:34	この規定があるので、入れますということで、特段のそのタイミングで入れた理由というのはあまりないという理解ですかね。
0:09:45	はい、中部電力の松林層等でございまして準備が整いましたので今回申請させていただきました。
0:09:55	それからもう1点は今回軽微な事項が具体的に何であるかっていうのは、
0:10:04	この具体的な内部コミュニケーション手引きに規定されますと今後規定されますと、
0:10:12	ということなんですね。
0:10:15	はい、駐在スマートか理想通りでございます。そこで今入れようと考えているのか、9ページ目の下に出てきているかと思うんですけど、
0:10:28	ここの例えば葬式とか設備の名称変更で、
0:10:34	具体的にはどんなことが考えられるんですかね。
0:10:44	組織の変更というのは、これ部署名の変更を想定しております、
0:10:50	組織を変えず低については会社全体で決着をとりますので、そこで部署名が変更になれば、それが／起点自動的に反映されるということで、特にそのうち議論の余地のない前提的な変更になりますので、
0:11:06	こういったものが日事項として該当します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:09	あと設備とか文章記録、これはもう
0:11:13	号令とかいう
0:11:15	設置許可工認とかで、上位文書でも決まったものを自動的に反映するという場合には、
0:11:23	これも議論の余地がありませんので、特には審議会で審議する必要はないということで除外したいというふうに考えております。
0:11:32	以上です。
0:11:34	組織のほうはこの括弧書きで、その趣旨が書いてあるのかなと思ったんですが、この設備とかになると。
0:11:45	名称変更単なる名称変更だっていうことは
0:11:51	きちんと科医下部規定には書いていただくってことなんでしょうかね。
0:11:57	はい、中部電力の10日や、そのように決定したいと思っております。
0:12:04	それから、下から二つ目の保安規定の条項番号の変更ってというのは、これは具体的にはどっか指導の中身がきちんと変わってその後
0:12:15	審査というのは別途行われてその際にでも、
0:12:19	条文番号の繰上とか、
0:12:22	追加とかある変更はその際にやってしまうんじゃないかと思うんですけども。
0:12:28	改めてこういった規定するような何か事例ってあるんでしょうか。
0:12:34	はい、中部電力の松岡ですけど、こちらにつきましてはし例えばですが、新規の条文を追加することによるフリー上げ繰り下げ等をですね、県等想定しております。そこでにつきましてはその新規条文を生活する
0:12:51	三つあっては、当然審議の対象とはしたいと思ってるんですけども、それに伴いますその他条文のですね、途端に、
0:13:00	番号の繰り上げ、繰り下げについては保安運営審議会の中で懇親会ポンチ絵審議会の中で審議し、同条項と少ないというふうに考えております。こちらも議論の余地がございませんので、今回除外したいと考えております。
0:13:15	はい、あの中の見解趣旨はわかってるつもりでそういうことで、本審議会では例えば保安規定の申請書をベースに、
0:13:22	確認されるっていうわけではないんですかね。
0:13:25	何が言いたいかという中身である変更に伴ってこっちの後ろのほうの番号変わりますよということであればセットで話が上がっていくのかな、何かこれだけ別に起こって、
0:13:36	軽微だっていって規定する必要がそもそもあるのかなというのがちょっと疑問に思ったんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:43	中部電力の松岡です。おっしゃる通りで社内会議体におきましては変更申請のですね、時間前後比較表の案を提示しております。その中では審議対象とはしませんがそちらの警備条文の繰上繰り下げ等という情報はですね、資料のほうには載っております、
0:14:02	そこは審議ではなくて確認をいただく。その変更されますよという旨をですね、委員の皆さん確認いただくっていう行為はするかと思います。ただ抵当そのみのですね、変更を伴う場合については保安運営委員会にかからないと考えております。
0:14:21	以上でございます。はい、わかりました。そのかわります。
0:14:28	はい、規制庁の土井ですけれども、ちょっと説明資料のほうの 10 ページのところでお聞きしたいんですけれども、所定の手続き等あってあって、
0:14:44	これらの事実文章読むと
0:14:48	保安審議会令新まず審議してそれと別に社内で何か意思決定の手続きを行う特別な決済するとかで、審議会で決定するんじゃなくて何か別途、
0:15:03	会社の決済するとかで仕切って行くというふうに読めるんですけれども何か御説明聞いてたらなんかそうでもなさそうな感じで、この所定の手続きってとかあらかじめ審議してしたものについては、
0:15:21	特に審議せずに軽微な変更として扱うというような
0:15:26	邦夫からですけど、ここのところってどう
0:15:29	もうちょっと詳しく御説明をいただきたいんですけれども、
0:15:35	はい、中部電力の松岡です。暗記し、こちら 10 ページも記載してございますが、保安審議会等ですね社内会議というものが審議を行う場でやまして、会社テストの意思決定を行う場ではないというふうに整理しております。
0:15:51	ですので、弊社といたしましては、意思決定を行うプロセスといたしましては、コミュニケーション内部コミュニケーション手引きの改正手続きの中の決裁を想定しておりますのでその内容コミュニケーション手引きでの決済決算内容について、事前に会議体において審議を行い、
0:16:10	問題ないかというのを確認しているという位置付けでございます。
0:16:20	規制庁ノロウイルスけれども。そうすると名等、
0:16:27	なんで審議会の位置付けってというのがどうなるのかなというのが
0:16:34	審議会です。
0:16:36	出た審議結果、結局責任が誰にあるかっていうところなんだと思うんですけれども、それは審議会で決めたことは審議会が責任を持つっていうことではなくて、審議会で県と関係なくな会社に関係だけということはないんですけれども信じて結果を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:55	踏まえて会社が意思決定して、
0:16:58	それが
0:17:02	何でしょう、決定されるということになると審議会の中位置付けてというのが、
0:17:08	あんまり何か意味あるものなのかなあというような疑問もちょっとあるんですけどもそこのところはどうなんでしょうか。
0:17:16	はい、中部電力の松岡ですけどそこに関しましては、審議会の委員長がですね、
0:17:24	以上の保安審議会におきましては原子力部長でございまして、内部コミュニケーション手引きの決裁者というのも原子力部長で同一となりますと、基本的には保安審議会保安運営審議会のそれぞれの審議事項というのは、それぞれ委員長が決裁権限を持っているものについて、
0:17:44	その他のですね、委員の意見を聞く場というふうになっておりますので、どう意思決定プロセスとしてはですね、会議体での審議を行ったその考え方、
0:17:56	ほかに基づいてその決裁者が審議を行うということで問題ないかと考えております。
0:18:15	規制庁の土井ですけどもとりあえずご意見はわかりました。
0:18:27	下部の三浦でございますけれども、少し補足の説明をさせていただきます。
0:18:32	例えば、今回申請しているというような保安規定の変更を行う場合というのは、
0:18:43	先ほど松岡から御説明しました通り保安規定の変更の内容について、この保安審議会という原子力部長を委員長として、本店の保安に関する組織の長。
0:18:57	それから、発電所は
0:19:01	発電所長と
0:19:04	資源が原子炉主任技術者がいい製品のメンバーになっている会議体で遊ん内容でいいのかというのを審議をいたします。1件目の手続きに関しましては、これは主管部署は私のところを、原子力部品品質保証グループ、
0:19:22	ですので、ここが起案場所となって
0:19:29	原子力部長の決裁をいただくというのが意思決定の手続きということになります。主意思決定の手続きの際は、
0:19:37	そういった発電所長であるとか、原子炉主任技術者を会議するということにはなりません。なっておりますので、あくまでも炎を必要な審議をするのに必要な人間が集まったが、社内の議題でございまして、そこでし、
0:19:56	多方面からそのため観点だっつつ増概要でいいのかということをよくよく吟味をして関係者がそれでいいねということになったものを改めて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:11	原子力部長の決済を覆ういただくというそういった社内の手続きそういった二段構えの手続きということをご説明をしているというものでございます。
0:20:24	以上です。
0:20:27	はい。規制庁の同意率けれどもへのご説明はわかりましたけれども、今御説明いただいているのと何か資料の内容とか、
0:20:37	変更の内容っていうのがあんまり何かその今の御説明に沿ったような表現になっていないのかなというところで、
0:20:45	運営等のような御質問させていただいてたところなんですけれども、
0:20:53	ちょっと言葉じりだけかもしんないんですけれども会議体における審議結果を踏まえ別途って書いてあると審議結果審議会で聞きおきましたと。それと前べきとかです、今の
0:21:07	それが完全に反映されていないような何か意思決定が別に行われてしまうっていうふうにちょっと読めてしまったので、何かその辺が条文の記載ぶりなんかもそうなんですけれども、
0:21:24	何か言って結局幅があって読めるようになっていてなかなか
0:21:30	何でしょうおっしゃるようなことは当然できるんでしょうけれども何か伺ってみるとそれ以上のこともできてしまうような感じにちょっと
0:21:38	読めてしまったものなので、こういうような質問をさせていただいています。
0:21:50	はい。
0:22:04	中部電力も、
0:22:06	中部電力の光岡です。ここで審議の上と言ってるのは、審議するだと、所定の手続きによる決裁の手続きと違うので、別途という表現をしてるだけであって、実際に
0:22:22	この決済を受けるときには、沈下がきちっと反映されてることっていうのが、
0:22:29	チェック項目にもありますので、診療審議とは関係なくて別に決裁の手続きをとるということは運用じゃありません。
0:22:39	以上です。
0:23:03	規制庁の場合ですけれども。そうするとここ返答はちょっと簡単に言うと国会っていうのはそのあらかじめ保安審議会で審議したものに続いて審議した警備事項については審議事項に該当しないものとする事ができるっていうような
0:23:20	ことでよろしいんでしょうか。
0:23:25	それと注力観とかで抽出は審議会で審議了承された結構手引きに反映します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:52	あとすいませんもう1点ちょっとこれと若干関連してなんですけれども、変更後の保安規定の変更のほうですね6条の2項の第3号なんですけれども、今回明確化出させるというようなことで、
0:24:11	審議の上で別途所定の手続きにより定めたとあるんですけれども、これが何かかえって文章としてちょっと整理を
0:24:22	何かおかしくなってるんじゃないかなという気がしまして九重第1号から第3項っていうのは影響公園審議会で審議する事項を箇条書きにしているかと思うんですけれども、新規すべき事項がその他保安審議会で審議の上、
0:24:41	定めた審議事項ってなると。
0:24:44	審議事項
0:24:46	審議するためにあらかじめ審議をしなきゃいけないっていうふうに読めちゃうんですけれどもそれって、
0:24:52	そのような考え方でいいのかどうかちょっと御説明いただければと思います。
0:24:59	はい、中部電力の松岡です。当該のSA6条第2項の3号につきましては、変更前の表現といたしましたその他保安審議会で定めた審議事項となっております、こちらは保安審議会の中で、これは審議しましょうと決定した事項についてはここで審議しますと、
0:25:18	いう旨が記載しておりますとそこにつきまして今回の変更内容といたしましては、先ほどの第2項と同様にですね、ここで保安審議会で定めたという表現が正しくないと弊社としては考えておまして先ほども同様ですね。
0:25:35	保安審議会で審議を別途書店手続きにより定めた新技術、
0:25:40	事故というふうに表現を変更しております。
0:25:43	こちらで言う別途書店手続きというのも先ほどと同じと同様で内部コミュニケーション手引きの改正手続きのことを指しております。
0:25:52	以上でございます。
0:26:06	開けた規制庁の同意ですけれどもはい
0:26:10	どうぞ。
0:26:11	御説明のほうは一応がっかりしました。
0:26:27	規制庁ツカベですが、今回その他電力
0:26:32	スピードで過去も含めて確認して状況確認されて、別途申請されたということなんですけど、今のその鉄砲条文についてまとめて調べればわかるんですけど、書きぶりについては、他電力、
0:26:49	同じ形になってるんですか。
0:26:53	あと中部電力の松岡でございます。あらかじめ保安審議会です、°す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:59	定めたという表現につきましては各社様一緒でございますが、今回、我々としてはですね、捕獲可能各社につきまして保安審議会で定めたという表現にしております。1 へと弊社につきましては先ほどの御説明通り会議体では決定はしませんので、
0:27:18	ちょっとこちらの表現に変更してございます。別途書店鉄意見定めた警備事項というふうな表現にしております。
0:27:27	以上でございます。
0:27:32	対応に
0:27:34	この読み方によっては、審議事項すら自分で決められない解体になってしまっていると思います。ただ表現なっていると。
0:27:44	思うんですが、
0:27:47	ここは、
0:27:48	ちょっとたつとされ、
0:27:51	出るんですかね、先ほど
0:27:54	別途間違うことが定められないという
0:27:57	担保はどこでされてるのでしょうか。
0:28:01	中部電力の松岡です系統会議タービンは決定権はございませんので、その後のですね、各プロセスの中でも決裁者というのが、会議体での審議事項を踏まえてどうするか審議し、結託決裁の方を行いますとそちら。
0:28:20	ローム等踏まえてというところにつきましては決裁とるにあたってのチェック項目の中で、会議体の審議事項を反映しているかというチェックもございますのでそちらのほうで確認をしております。
0:28:33	以上でございます。
0:28:40	なってしまうという説明には変わらない。
0:28:44	と思っていますって。
0:28:47	説明は可能。
0:28:49	レーザーわかりましたが、何か情報としても、ちょっと奇異な
0:28:54	印象を私も持ちました。
0:28:57	というのが1点とあと、先ほど
0:29:01	9 ページ目のほうで
0:29:03	軽微な変更案ということですね、いただいているんですが、
0:29:08	こちらの中身についてもまた電力さんの状況を踏まえて、このようなものが挙げられているのかということと、今ここでは案として示されているものを我々がどの程度のその角度のあるものとして、
0:29:25	見さしていただければいいのかという様に点教えてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:31	甲斐中部電力の松岡です。今回弊社のほうですと設定を考えております軽微な変更の内容につきましては、電力様ですね、それぞれの運用を確認させていただきまして、ほぼ同様の記載案となっております。
0:29:49	あと2点目のですね現状こちら案として示させていただいておりますのは、今回保安してのですね変更認可を出させていただくに当たりまして、保安審議会の中では、将来保安審議会の中でこちらは、更には審議を必要と考えておりますが、このような考えておりますというのを、
0:30:09	事務局のほうからですね、皆様の方にはお知らせはしてございますが、当会議体の中で新中身については新岩島現状しておりませんが、こちらにつきましては、当該のですね、6対6条のほうが認可いただいた後にですね、具体的に審議内容として何が何を軽微とできるのかというの。
0:30:29	会議体の中で審議したいと考えております。
0:30:32	以上です。
0:30:37	一応、まあこんなものがかかるんじゃないかというのは目標。
0:30:43	すみません。
0:30:47	いや、いや、
0:30:50	保安規定の
0:30:54	この本審議会も、
0:30:57	通るといって変わらないんですか、それとも本当にその発災以降、
0:31:02	YKTであれば、保安審議会に
0:31:06	／規定の申請ができるようになるのか、それはどちらなのでしょう。
0:31:12	中部電力の松岡でございます。
0:31:15	申請内容のですね、変更箇所のすべてがこの警備事項に該当する場合につきましては、保安審議会にかかわらずですね。原子力部長の決裁すべて要は警備事項なので、審議を経ないという状態にはなります。
0:31:35	例えば誤記訂正のみをですね、申請させていただく場合におきましては原子力部長の決裁も見れ会議体にはかからないというふうな運用になるかと思えます。
0:31:46	はい、そうは言っているわけです。
0:31:51	4期
0:31:53	会社の中で、中部電力溝口はね。
0:31:59	補足します。現実的に想定されるのは、組織改定じゃないかなと思ってまして組織改定で揚力業務所掌の変更とG7当然これ中身について本審議会で審議した上で申請しますけれども、単に部署名が変わったよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:15	というような場合がもし発生するとしたら、そういう場合は本審議会で審議つないで決裁手続きだけ取って新設するということになるかと思えます。
0:32:28	しさツカベですと、下げた弁が拡散しかけられたということなんですけど、ただ、パネルの運用も、
0:32:36	同じということですか。
0:32:40	ウェブで組長からすでに
0:32:42	表現の仕方はいろいろ各社それぞれなんですけれども、基本的な考え方は同じです。
0:32:52	電力っていうのは今の確か敦賀を除くすべてのPWR電力の保安規定が、その軽微な事項を除外するという規定をすでに保安規定で認可をいただいております、弊社はそのPWRの
0:33:06	規程になら考え方になってなって、今回申請しようということですよ。
0:33:13	はい。
0:33:15	廃棄施設を使えるのか。
0:33:23	規制庁の止野ですけれどもすいません今の議論に関してやはり私も別途それ手続きによりってところの表現がちょっとよくわからなくて、
0:33:34	なんか先ほど来その保安審議会は決められませんっていう話があって、みずから審議すべき審議しなくてもいい内容のことすら決定できない会議体というように受けとめたんですけど。
0:33:49	そういうことなんでしょうかそれはその他電力と表現が違うということであれば、他電力等その保安審議会の位置付けなり考え方が違うということなんでしょうか。
0:34:02	はい。
0:34:03	中部電力光岡です。私から実質的な方針決定は、本審議会の議論の結果で決まります。ただ会社としての位置決定の手続き、
0:34:14	これについては平面図に従って手引きの改正ということでルール化しますので、だから、実質の方針決定とする。
0:34:25	審議了承されて決まった方針を文章化してルール化するという手続きをそれぞれわかるように変えたということでございます。
0:34:38	ちょっと改めて整理いただければと思うんですけど、例えばその上の上の冒頭ですね、次の審議し、次の事項審議し、確認するって書いてあっては確認しちゃんとできると思ってるんですし、審議会はこの決定によりたこの文章であれば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:55	その経路上軽微のところだけ何か手続きを入れて別のところで決めますってなってるのがちょっとなぜなんだろうというのは、やはりちょっと今の御説明でもよくわからないので、
0:35:06	ちょっと
0:35:08	会議体の位置付けも含めてもう1回整理して教えていただけますか。
0:35:15	ここだけ所定手続きがどうしても必要なんだっていうちょっとせ改めて教えてもらいたいんですけど。
0:35:22	わかりました。保安規定に関して基準値規定の申請もそもそも社内決定別のプロセスがあると思うんですけど。
0:35:31	この警備のところの審議事項だけ書店手続きっていうのをわざわざ会計っていうですね、その辺りを教えてください。
0:35:42	中部電力の光岡です。資料にまとめて次回説明いたします。
0:35:48	ます。
0:35:54	よろしいですか。
0:35:55	規制庁のミキヤですけど、最後に1点だけ確認なんですけど今回軽微に該当するものってのが一応案として示されていて、
0:36:08	そこの警備っていうのが法令上の、例えば工事計画の軽微変更届
0:36:15	そういうもの軽微と全くリンクしない形になっていって、それがすでにもう保安審議会のほうで、今回の申請出されるときに、そういうのが入ってない形の本当の
0:36:30	何の審議事項もないものが出てきて、
0:36:35	申請するよということで、本審議会の方もそれで一応、
0:36:41	皆さん共通認識もしているっていうことなので、今後、
0:36:46	そういった法令で使ってる軽微とは全くリンクしない形のもの、
0:36:51	規定されるんじゃないかと思っております。そういうことでいいですね。
0:36:57	KBEっていうのはどれぐらいの負荷も範囲内ですと、
0:37:02	よく電力の松岡ですけど、ここで表現している警備。
0:37:07	というのはあくまで港湾審議会において審議の余地がないものというのは軽微と表現しておりますので、法令で言う軽微とはリンクしないというのはこちらでも認識してございます。
0:37:17	わかりました。
0:37:21	じゃあ、この環境よろしいですかね。はい。
0:37:25	じゃあすいません。続いて第2編側の説明、頭からで結構ですんでよろしく願いいたします。
0:37:37	中部電力浜岡の山本です。それでは資料を説明させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	変更申請で変更認可申請書についての説明資料の2ページ目をご覧ください。こっち側に今から説明します。資料の変更点について記載しております。まず一つ目といたしまして浜岡原子力発電所12号、1号炉の原子炉及び2項、
0:38:05	原子炉遮へい廃措置計画変更認可申請書の反映による変更、これが一つ目、二つ目が12号炉の廃止措置の進捗に伴う変更で三つ目は先ほど説明いたしました。四つ目といたしまして記載の適正化の
0:38:24	変更をしておりますので、今から説明させていただくのは一番と2番の説明になります。それでは3ページをご覧ください。こちらに(1)廃止措置計画変更認可申請書の反映による変更をについて行う上部について記載しております。
0:38:42	対象となる条文に1としましては第2、いずれも第2編ですけれども、第十二条第23条第61条第62条及びレート添付の班、こちらが対象となっております。
0:39:00	それぞれの変更の内容ですけれども、第十二条につきましては、
0:39:06	60代62条第1項に定める添付3に示す要求される機能と書かれているところを廃止措置計画で定める性能維持施設に加え、原子炉圧力容器及び使用済み燃料貯蔵プールの機能という記載に変更いたします。
0:39:26	続きまして第23条ですけれども、こちらはですね。
0:39:31	参考のA*の認識にですね記載の第62条に定める廃止措置対象施設の記載を廃止措置計画で定める性能維持施設に変更いたします。
0:39:47	三つ目第61条のA3の(1)の記載ですけれども、こちらは性能維持すべき設備と記載しているところを経営の維持施設に記載を変更いたします。
0:40:01	続きまして第62条ですけれども、62条の3項に記載しております廃止措置対象施設の記載を性能維持施設に
0:40:13	第1項に記載されている添付3の記載を挨拶計画で定める性能維持施設に記載を変更いたします。で、今回そのあともう一つ配意ふうの3の削除のほうを行います。
0:40:28	こちらの変更の理由ですけれども、総裁はですね別紙のほうに記載しておりますので、別紙のほうを説明させていただきます。
0:40:41	ベースといたしまして挨拶計画の変更認可申請書の変更等、今回の保安規定第2編の変更箇所について記載してですね、知っております。
0:40:56	左から廃止措置計画の認可申請書の変更後の記載、その次に保安規定第2編の変更前の記載でその三番目に廃止措置は、本規程の第2編の変更後の記載。
0:41:11	要するに分一番左、右側に反映に係る評価について記載しておりますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:20	記載につきまして、黄色のマーカースが買わしてあるところにつきましては廃止措置計画の変更認可申請書と保安規定の関連箇所について示しております、火線赤の下線につきましては保安規定の変更箇所について記載しております。
0:41:36	一方で、今回、第一番上の第十二条の変更につきまして、そうです。
0:41:45	と記載しておるんですけれども、こちらにつきましては、マツヌマ名称の変更につきましては先ほど説明した通りとなりますのでこちらのこの名称の変更につきましては、廃止措置計画に記載の性能維持施設のことであったためにも配慮は問題ないと評価しております。
0:42:03	この中のただし書きの部分ですけれども、党派、
0:42:10	挨拶計画で定める性能維持施設に加えの意向は原子力権者圧力容器及び使用済み燃料貯蔵プールの機能維持した上という記載についてですけれどもまず原子炉圧力容器につきましては、廃止措置計画の審査基準に照らし、
0:42:28	廃止措置計画で定める性能維持施設から除外しておりますけれども、これまで同区使い 62 条第 1 項に定める県下に示す設備でありましてその要求される機能を維持した上で統制の除去工事を実施する計画があることから、
0:42:47	に変更はないので、ここに反映させていただくことに問題がないと評価しておりますので、もう一つの使用済み燃料貯蔵プールにつきましても、原子炉圧力容器となつていろいろ考えて廃止措置計画で定める性能維持施設から除外したのため、
0:43:05	戦力構造上実可能性な設備として今回記載させていただいたんですが、第二段階のですね等原子炉領域の周辺設備の解体撤去期間中に汚染除去工事を行う予定がない。
0:43:20	ことがわかりましたので、記載したんですけれども、これは補正率削除させていただきたいと考えております。
0:43:29	続きまして第 23 条の記載ですけれども、こちらも
0:43:39	こちらは先ほど説明したものと同様で
0:43:44	はい措置計画で定める性能維持施設についてはええと排出計画に記載の性能維持施設のことであるため、範囲は問題ないと評価しております。
0:43:54	次、続きまして、総ページと 4 分の 3 ページをご覧ください。こちらに同第 61 条の変更箇所について記載しておりますがこちらも
0:44:08	具体的にはどう性能、
0:44:12	計画(1)について性能維持すべき設備、こちらは性能維持施設に 5.2、こちらの記載、安全上重要な機器等のうち第 62 条に定める廃止措置対象施設の記載を、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	挨拶計画で定める性能維持施設という記載に、
0:44:32	変更しておりますので、これはいずれも排泄計画に記載の衛星の移設のことで温め範囲は問題ないと評価しております。
0:44:42	続きまして、4 分の 3 ページをご覧ください。こちらに第 62 条について、項の評価の記載をしております。
0:44:54	これとこちらのまだまだ名称の変更。
0:44:57	第 62 条の名称の変更ですけれども、廃止措置計画の記載に衛星ないデータの有無廃止措置計画に性能いいですという名称で変更がかかっておりますのでその反映ということでも問題はございません。
0:45:14	あと、今回の改正で 61 条の第 1 項に書かれているものを削除しております。これはもともとですね排水廃止措置対象施設の維持管理のものの考え方を明確化するために記載しておったんですけれども、
0:45:32	廃止措置計画の本文の 6 の維持管理するための基本的な考え方について、また排水添付 3 に配送て応対対象施設の維持管理について記載していたんですけれども、
0:45:49	現行の保安規定審査基準で
0:45:53	要求されていない事項でありましたので削除今回いたします。なお、当面の考え方は二次文書に規定しておりますして今後も廃止措置の実施にあたってはその考え方に使うことに変更はございません。臓器の通り、第 1 個、あと添付の 3、こちらを削除いたしますが、
0:46:13	本市KKの審査基準で要求される発電用原子炉施設の施設管理運営の項目につきましては第 61 条に定めているため削除しても問題ないと評価しております。
0:46:26	続いて 4 分の 4 ページをご覧ください。62 両の続きとなっております、62 項の 2 の 2 条の 2 項、こちら削除しておりますこちらにつきましては、第 1 項と同様に現行の保安規定審査基準で要求されてない事項であり、
0:46:44	削除のほうを行います。なお、第 2 編の第 2 項の考え方は二次文書をお聞きをしておりますして、今後も廃止措置を実施するにあたってはその考え方に従うことに変更はございません。
0:46:58	あと参考ですね、こちらは名称の変更ということで、
0:47:03	やはりそういった対象施設の記載を廃止措置計画で定める性能維持施設に変更しておりますが、こちらにつきましては、
0:47:15	はい措置出欠の時間の記載については廃止措置計画の性能維持施設のことであるために範囲は問題ないと評価しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:28	はい措置計画変更認可申請書のファイルによる変更につきの説明につきましては以上になります。続きまして説明資料の4ページをご覧ください。これから(2)-12号炉の廃止措置の進捗に伴う変更についても、
0:47:47	説明をさせていただきますと、まず4ページですけれども、廃棄等の解体用エリアの撤去に伴う管理区域の解除について説明させていただきます。変更の対象といたしましては逃避、
0:48:04	上の表を見ていただくと第1弁と第2、いずれも同じですけれども、添付2の管理区域図の一番添付2の管理区域図78番、こちらが変更の対象となっております。
0:48:19	施工時期といたしましては、府に記載したんですけれども原子力規制委員会の認可を受けた後、かつ排出回排気棟解体用エリアの解体準備が完了したい人会对応エリアの
0:48:35	放射線測定評価により、基準を下回ってることを確認後、当社が定めるに変更の予定となっております。具体的には、下の図をご覧くださいなのですが、現在は当排気塔の横に排気棟解体をいれば、設置されておりますが、
0:48:54	今後入った人解体適用するにあたって、その該当会对応エリアが不要になりますので、今の予定では例は3年6月にこのエリアを大体四、五千の恐れのない管理区域から非管理区域に設定を変更いたします。
0:49:15	そのうち図1.5ページをご覧ください。
0:49:20	合計でも引き続き配置等の解体撤去のに伴うレート管理区域の会長になりますので、こちらの会場変更の対象といたしましては、
0:49:33	当然外して周辺監視区域、こちらが第2件が第6916条第2編が51条、周辺監視区域境界付近における空気。
0:49:47	九州線量当量率等の測定場所につきましては一辺が第99条第2編が第54条。
0:49:57	管理区域図A-1号、1号炉這い性希ガスホールドアップ装置建屋地下1階1階、二階3階の屋上、こちらにつきましてはいつべんに返答も添付の2の管理区域図の10番。
0:50:13	保全区域図、こちらいつべんに返答設けた実験だけになります添付-3になります。あと管理区域図の管理区域全体図、こちらはいつべんにへんとも添付して添付の2の管理区域図の一番やっぱり外になります。
0:50:34	地区とですね、管理区域図の78の
0:50:39	内訳に記載されている番号な決版になります。あと、同じく管理区域作る78のほうの配置と解体をエリアの削除そちらも第1件と大変添付2ガス

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:55	対象となります。こちらの施行時期ですけれども、原子炉規制委員会の認可を受けた後、かつ当心配排気塔答申の切断が完了し、
0:51:07	1000、放射線測定評価により基準値を下回っていることを確認を公社が定める日といたしております。具体的には、下の絵をご覧くださいますと、まず投信切断作業が
0:51:23	平成3年7月から例は4年の2月の期間で予定されておまして切断完了後として
0:51:31	では4年2月、この段階で廃棄塔内立地下階について汚染の管理もそう例のない区域から非管理区域へ等へと変更を行う予定となっております。
0:51:47	続きまして6ページをご覧ください。次がですね、クリアランス第3建屋の取りかえに伴う管理区域の設定についての説明になります。クリアランス
0:52:01	につきましては、
0:52:05	五つスプレイは元年7月2日に配布の本規定の変更認可申請での説明資料で説明をさせていただいた資料にと今回の変更仮想としておるんですけれども、
0:52:19	廃棄物管理の右側の図の測定評価のところ、現在、これら世代1建屋が記載されているところに新たにgrass第3建屋と同じ測定値とクリアランス物を
0:52:35	測定する装置をこの建物として、
0:52:39	新たに設置されますので、こちらについて管理区域の設計を行います。
0:52:46	続きまして、7ページをご覧ください。こちらの先ほどから説明しております。
0:52:56	廃措置の進捗に伴う変更の監査についてまとめた表になります。
0:53:03	最初の第1弁の61なのか、96条、あと第2編の51条につきましては先ほど説明させていただいたので割愛いたします。次の第1件の9第99条と第2の54条の変更につきまして、
0:53:23	でも先ほど説明させていただいた説明は割愛させていただきます。
0:53:29	三つ目の第2編の第55条ですけれども、放射線管理施設、放射線計測器類の管理のうちの表5-55に記載しているエリア放射線モニターの数量ですけれども、こちらを74台を記載しているところに17に変更いたします。変更の理由とする。
0:53:49	続きましては、性能維持施設として廃止措置計画へ記載さ数量等最低運用必要台数の記載に変更のほうをいたします。
0:54:00	続きまして8ページをご覧ください。
0:54:05	ソノコムとお伝えいたしましては第1編の添付の2、第2編の添付の2、こちらの二つ普通はもうにつきましても先ほどと説明させていただいた連絡説明は割愛させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:23	第 2 件の添付 3、こちらのほうも保全区域の説明につきましても操作、先ほど説明した中に入りますので、説明のほうは割愛いたします。
0:54:35	御説明資料／説明については以上となります。
0:54:41	はい、ありがとうございました。
0:54:47	そういう今二つ説明
0:54:49	説明では 12 条 23、61 ページ。
0:55:01	すいませんページへと最後のこの条文の横長の表がいいといたと思うんですけど、ここでただし書きで 12 条とかですね、ただし書きで、維持施設をまず位置付けて、それに加えて原子炉を通級きつと。
0:55:21	燃料プールの機能維持をした上でと書いてあるんだけど、補正で隔離のほうは落としますと、だから最終姿としては原子力圧力容器の機能維持した上で条線の除去工事を実施することができると。
0:55:35	今現状そういう申請にしたいということですね。
0:55:42	中部電力浜岡の山本です。はい、その通りでございます。と圧力容器につきましては第 15 条のほうも汚染の除去工事をやる予定となっているものとして記載はされているものとする。
0:55:58	となっておりますので、こちらのほうを記載させていただきました。
0:56:02	施設の
0:56:03	15 条の、ごめんなさい。
0:56:08	なぜちょっと圧力容器が入って、
0:56:11	正確に理解したいんですけども。
0:56:34	すいません規制庁のミキヤですけども、性能維持施設としては原子炉本体とか、放射線遮へい体として、
0:56:43	原子炉容器の遮へい器とかドライウェル外資の壁とか建屋の外すつと外壁とかあるんですけども、
0:56:50	これでは足りなくて、圧力容器も記載
0:56:56	遮へいというや閉じ込めの話なんですかね。
0:57:05	もう一度なぜ圧力容器をここに
0:57:09	加えなければならないのかというのをちょっと御説明いただけますか。
0:57:31	ここ。
0:57:32	東京支社の鈴木ですけども、保管聞こえてますでしょうか。浜岡の平松です。
0:57:39	今のですね保安規定のダイヘンの 12 条につきましては、
0:57:46	対象施設の設備の供用終了の確認ということの段になります。
0:57:53	保安規定の理念の重合像につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:58	解体工事と我々と除染
0:58:02	どんどの行為について書かせていただいてまして、圧力容器につきましては、第二段階中にですね、助成をするという行為がありまして、
0:58:16	他の
0:58:19	この濃度制限する設備につきましては、一部ですね、
0:58:27	炉圧力容器とですね、
0:58:32	水が入ったりするので、そういうのを普通漏えいとかをですね、担保するためにですね、供用終了水を張るので請負終了できないということもありまして、東京揚水量を少なくとも使える条文が 12 条に関わる書いてありますので、
0:58:54	そこでロッカーの除外したいと考えている次第です。以上です。
0:59:11	よろしい。
0:59:12	よろしい。
0:59:13	施設に位置付けて、
0:59:23	きちんとしてもらってですか。
0:59:28	規制庁のミキヤです。ちょっとこのままヒアリングはあまり時間もないので、今後御説明資料を用いて行ってきちんと説明いただけますか。
0:59:40	ここでキャッチボールしてもちょっと時間がかかっちゃいそうなので、
0:59:46	浜岡的にはまずSF了解しましたんです。
0:59:53	こちら次 23 条ですけども、23 条は、
0:59:58	廃止措置対象施設っていう等、一般的には、
1:00:03	性能維持設問解体対象施設も全部ひっくるめた言い方になってしまってますが、ここは 62 条に定めるというふうに、1 カッコとによって性能維持施設だけを指していると。
1:00:18	従来はそういう読み方をしてたんですかね。
1:00:23	9 名電力浜岡の山本です。はい、その通りでございます。
1:00:29	そのときに、今御説明あった内容とちょっとリンクするんじゃないです。
1:00:35	もともとが 62 条に定める施設というのは、今回廃止措置出されている。
1:00:43	施設とは大分違うということですかね。
1:00:51	廃止措置のが、審査基準に基づいて、新しいほうでは大分絞り込みをしてきています。
1:01:01	そのサービスはこちらの保安規定上は、
1:01:08	問題なく問題ないというのが廃止措置が時廃止措置の性能維持施設が絞り込まれることによって
1:01:16	それに引きずられることで、
1:01:19	なんな問題は生じない問題が生じた場合はさっきみたいに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:25	何とかに越えて今度こういう施設っていうふうな対応をすると、そういうことなんですかね。
1:01:33	はい。
1:01:34	中部電力の浜岡の山本ですけども、
1:01:39	これらのAI措置計画で定める性能維持施設以外でのものにつきましてはその他みずから定める設備として
1:01:50	引き続き管理していくことになります。以上です。
1:01:53	なので、アクセスのミキヤですけども、圧力容器というのが今までは入っていたけれども、
1:02:00	添付の3にですね。
1:02:02	今後なくなるので。
1:02:05	それは
1:02:11	そういうことがそれで実習自主管理する設備ではないので、
1:02:17	こういう保安規定の主任者のところで加えていると、そういう位置付けなんですか、例えば圧力容器
1:02:26	経営力浜岡の山本です。おっしゃる通りでありまして、今回改札計画の変更によりまして圧力容器が廃措置計画で定める性能維持施設というところから外れて見つからその他みずから定める衛生設備のほうに行きましたので、あえてここで記載しております。以上です。
1:02:47	じゃあちょっとこれも降ったそのときにあわせて御説明ちょっと
1:02:53	関連する話ですね。
1:02:55	要するに、全部これか。
1:03:00	えっと次の4分の2ページ目のほうに行きますと、
1:03:07	5.2のところで、
1:03:10	安全上重要な機器のうち62条に定める施設ってあるんですけども、これはすみません違うものを指しているわけではないんですね、違うものというのは廃止措置計画で定めるっていうのは先ほどまで説明あった。
1:03:28	先ほどの62条に定める廃止対象施設。
1:03:32	と言ってたのか。
1:03:35	安全上重要な機器のうち62条に定めるというふうにならわってるのは、これは何かもともととは何か意味があったんですか、こういう説明。
1:03:53	はい。
1:03:54	はい。
1:03:55	9電力浜岡の山本ですけども、こちらの記載につきましては、もともと6第62条に定めるはいそっちへ対象設備施設のうちさらにへの安全上重要な

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:12	機器ということで絞り込んでいった形になりますが、今回の変更は
1:04:21	はい訴追計画で定める数ええ性の性別等なり、なっておりますので、ちょっとともともと閉科長からは広がった形となっております。以上です。規制庁ミキヤです。そういう理解ですか。なるほど。もともとの今の現状と変更前のほうは、
1:04:41	第 600 のところで沢山の設備がありましたけれども、こん中で、ここで言ってるのは安重せ安重機器のみだ。
1:04:52	例えばタンクとか、重要度タンクじゃない。
1:04:57	韓国とか消火消化系とか、
1:05:00	照明とか、こういうような関係ないと。
1:05:05	いう整理が今後は性能維持施設費含めて全部入っていく。
1:05:11	対象が広がって、それがですね。わかりました。
1:05:23	60、25 億 8043 です。
1:05:42	すみません。
1:05:44	ツカベですけど、余別ページ 7-23 条の実施、また、火災発生時の対応のところ、
1:05:52	真っ向から、基本的には
1:05:56	性能維持施設ができたので、そのまま書き換えてるというイメージだと思うんですが、実際のその火災とか地震時の異常を確認の範囲っていうのは、
1:06:11	その性能維持施設だけで本当に限定せてしまいいいのかというのは、
1:06:17	若干疑問なんですけど、
1:06:19	事業者さんとして 30 地震とか火災が実際あった場合の確認じゃ具体的にどういことをされて(株)ピース文書になると思うんですけど、1 事務所での保安規定で逆にその設備を縛っ
1:06:36	すぐです。すごってしまう。
1:06:40	な形になっちゃうんじゃないかなと思ってるんですけど。
1:06:44	具体的な地震火災時の運用ってどうなってるんでしょうか。
1:06:53	はい。
1:06:55	中部電力浜岡の山本です。遠い地震等の等が発生した場合の点検等につきましては、おっしゃる通りか部の
1:07:09	指針手引き類で規定されておましてそちらのほうにどこがどのような項目を確認するかということも記載されております。ちょっと今手元にございませんのでちょっと詳細は当言えないんですけども、下部の規定について、
1:07:24	もう 1 回規定のほうをさせていただいてます。以上です。
1:07:29	はい。
1:07:31	今手元にないってことなんですけどその場合、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:36	今、この性能維持施設に決定されようとしてますけど。
1:07:41	本来であればもうちょっとやっているものが今回の一次文書である本規程ですごく狭めちゃってるってということはないですかね。
1:07:51	そう。
1:07:53	中部電力浜岡の山本です。それ自身等の発生による設備の点検につきましては別の法令要求等によって、実施している部分もありますので、こちらのほうに記帳予定。
1:08:11	範囲を限定して制水だけしかやらないということにはならないと考えております。以上です。
1:08:21	検査ツカベ側線で巻か電力さんでは本当に原子力施設と裸で書かれているような例もあるので、ちょっと限定しているなという印象を持ちました。
1:08:34	そうです。
1:08:36	御説明わかりました。
1:08:44	そうすると二つ命令敗訴進捗の話ですね。
1:08:52	そうすると、
1:08:53	ここで言うと4ページ目以降ですね。
1:09:00	ちょっと今回不安規定で管理区域図の変更するということなんですが、
1:09:13	これともと排気塔、排気塔については以前の
1:09:17	廃止措置で配置校口のほうに変えてますと、
1:09:24	なので、
1:09:27	確かに今回の申請では廃止措置は記載の適正化で確か直しに言ってたんじゃないかと思えますけど、違いましたっけ。
1:09:37	中部電力浜岡の山本です。排気計画の変更につきましては、先ほどおっしゃられた通りの変更になっておりますのでこちらの保安規定のにおける管理区域の解除の変更ですけれども、こちらは
1:09:53	排気孔の前のネットに使っております排気塔のほうの解体工事、こちらに伴う管理区域の変更となっておりますので、
1:10:04	配送計画の変更の内容とちょっと違う形になっております。以上です。
1:10:10	規制庁のミキヤですけれどもそれでこれは規定の管理区域図を変更するタイミングっていうのはちょっとわかなくなっちゃったんですけども、実際に解体した後ではないんですか。
1:10:23	平成4年だったり、
1:10:28	現段階はまだ排気塔があって、
1:10:32	ソ連汚染の恐れがない管理区域としては一応扱われていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:40	そのタイミングって今のまだ排気等がある段階でも今期徹底会にてるんでした つけ。
1:10:47	海底撤去が終わった後ではなかったでしたつけ。
1:10:52	中部電力浜岡の山本です。4 ページのズーツのうちですねと現在と記載してお りますズーツが今、今現在っていうのは配置等がまだ撤去されてない状態 やってますって高校の
1:11:10	ヨコオにその書いたEのために、名内部ですね排気塔の内部の作業を行うに あたって、て書いたようなエリアを新たに設置しましたので、これの変更のと聞 いてみたらこれを追加する時に変更しておりますんで。
1:11:26	今回ですね実際に廃棄塔自体の解体を行うという段階にきまして、この追加で 設置しました排気倒壊対応エリアがまず等汗もくれ設置するのに、
1:11:42	乾燥してしまうということでもまずこのエリアを一旦 6 月 30 は 3 年の 6 月予定 で撤去するというのがまず一つ目の段階です。そのあと次のページのほうに、
1:11:58	書いてあります。次投信の切断作業ですね、こちらのほうに入っていきますと、 実際に廃棄塔が切断されて徐々になくなっていく状態になりまして、これが実 際にアマダの投資の中身がない部分につきましても当選の
1:12:18	恐れのない区域として扱っておりますので、最終的に全部うわものの排気塔 がなくなった段階で土地が残って地下階、こちらのほうの放射線測定評価もあ わせて行いまして、全部
1:12:34	非管理区域
1:12:37	となるということで、管理区域の解除という形になりますこれは最終的に 0 は 4 年の 2 月を予定し強ということでございます。以上です。
1:12:47	はい、既設のミキヤです。で、まさに今回の主旨申請において、この管理区域 図なり、
1:12:54	もう本当に
1:12:56	5 ページ目に記載いただいているようなことはいえるんですよ今回の申請で は、
1:13:04	中部電力浜岡の山本です。はい、その通りでございます。
1:13:14	電力本店の松岡でございますし、補足させていただきますと今回申請のいたし ましては、将来のですね、来年の 6 月及び再来年の 2 月の実績管理区域の 申請させていただいております。こちらにつき
1:13:30	ましては、施行時期申請者のそのこのところにも記載ございますが、認可をいた だいた後ですね準備化の工事を進めていき、弊社のほうが定める時期、具体 的には来年度の 5 月及び再来年の 2 月のときに、今回お示した姿になるよ うに管理区域の変更を施行する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:50	ちょっと考えております。今回申請させていただいた将来の点についてもですね今回申請させていただいた背景といたしましては、解体新築工事のですね、合わせてタイムリーに現場の管理区域図を変更する必要があるがございますので、先にですね、将来の姿について認可をいただいたうち弊社のほうで、
1:14:10	そこに行って定めるってと施工のそれぞれしていくということを考えております。以上です。
1:14:17	規制庁のミキヤですねと、タイムリーに管理区域図を変更していくというのは、それはあれですか何か理由が特別な理由はある。
1:14:27	でしょうか。
1:14:31	あと中部電力の松岡氏、例えばですね最終的に排気等がですね管理区域配当解体してしまって、関係する汚染の恐れのない管理区域図から管理区域図に変更する。
1:14:46	ていうのを現場がその状態が通った後にですね、あと変更認可申請をさせていただくと、
1:14:54	両弁魚群というかですねあの非管理区域で議論をね。
1:14:58	これ非管理区域じゃない状態で先生期間中ですねそのまま現場止まってしまっている場合がございますので、工事進捗に合わせて支社あらかじめ認可をいただいておりますので、こちらがですね現場だと思つた状態ですぐ管理区域図もちょっと解除及び設定というのができるように専門家以上に申請させていただいております。
1:15:20	はい、規制庁のミキヤです。こういった排気塔のエリアは結構広いエリア版のいろいろ使い勝手が良くてほかにも使う予定があるときにすぐに使えないという話ですかね。
1:15:40	はい。
1:15:41	中部電力浜岡の山本です。はい。おっしゃる通りでございます
1:15:50	解体した後別のエリアとして使うためという部分があります。以上です。
1:15:58	規制庁のミキヤですけども、公開したいのはへと話戻っちゃうかもしれませんが、解体用エリアって書いて脇の方なんですけれども、これ具体的に今まではどういった形で使ってどういった目的で使ってたんですか。
1:16:14	何か言ってまだ改定する前ですよこれ今の現時点で、
1:16:19	この解体するにあたって、部分的に切断したものを
1:16:28	5 ページ目の左下にあるような部分的に切断したものを置いとくエリアが、
1:16:35	解体用エリアなんですかね、ちょっとこの会対応エリアの使い道をして欲しかったんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:44	中部電力浜岡の山本です。来て 14 ページの廃棄倒壊対応エリアでございますが、こちらは排気塔の内部の解体作業をするに当たって解体したものを置いてません。
1:17:01	生徒暖冬するエリアとして設定したものでありますんで、その作業が終わりますと、今度は実際の配置等の切断になるにあたっては、このエリアがあることによって足場の設置ができないということで、Aと書いて、
1:17:19	上場いたしますので、5 ページの実際に投信切断に入った段階で切ったの配置等を置くエリアってということなんですけど、こちらは別にですねえと一時的な管理区域ですね、一時的な汚染の恐れのない管理区域を設定しましてそちらに
1:17:39	何を見ておく、予定となっております。以上です。
1:17:44	規制庁のミキヤです。そうすると、今現時点ではこの廃棄体排気棟解体横柄エリアというのはもう使い終わってしまっているけどこのエリアももう
1:17:57	実際は解体用のエリアではない。
1:18:02	そういう理解ですかね。
1:18:06	中部電力浜岡の山本です。今、今現在の段階ではもうが置いてあったりいたします。この後ですね、当排気倒壊対応エリアの撤去のずーっと濃度等を理由と 6 月来編成 3 年 6 月ぐらいから、
1:18:24	実際の今度ほん本体側の配当のほうの撤去の作業の準備のほうに入ってきますので、そこまでは抵当まだ物が置いてあるような状態になっております以上です。
1:18:42	はい。
1:18:46	はい、ツカベです。
1:18:50	メグだけになるんですけど、
1:18:55	はい、ミキヤであれば、
1:19:00	恒設のほうに関しては、
1:19:03	2 年以上先ということで、
1:19:06	ねえ。
1:19:08	一括にということだったんですけど。
1:19:11	一方で
1:19:13	保安規定自身
1:19:16	本委員会編。
1:19:18	ここで、
1:19:20	解決っていうのは、
1:19:23	保安規定の関係を見た場合にどういう形になるんですか。
1:19:32	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:34	事務量浜岡の山本です。地勢等、
1:19:40	配当の解体作業につきましては、当ページの 5 ページを見ていただくと実際の更新の切断に入るのは例は 3 年の 7 月からと同じ年の返戻お嫁の 2 月なので 1 年以内の
1:19:57	作業になります。実際元本番につきましては、系統配置等の記載としては消された状態に時計だ状態になるんですけども、不足に書かれている通り、実際に
1:20:14	施工する投入時期につきましては
1:20:19	官等会のエリア開催準備が完了して当該エリアの放射線測定評価の基準に下回ったことを確認したと日付が当社が定か日付となります。以上です。
1:20:39	電力本店の松岡です。少し訂正させてください。元本番につきましてはそれぞれ施行時期が違いますので、それぞれの施行時期に合わせた看板というのを社内という関係に配布することになっております。
1:20:54	ですので、予定通りいけば来年の 6 月のタイミングに 1 回元本版の管理っていうケースが変更になりまして、さらに例は 4 年の 2 月に改めて看板のですね、管理区域変更というのが発生いたします失礼ですこちらがですね。
1:21:13	今回の変更申請書もですね、各表の
1:21:18	リスク管理会計で 78 で表現しております。
1:21:22	いっぱい上の施行のタイミングとしてはですね。はい対応エリアがなくなって答申のみの姿になったもの、そしてわあの市や 4 年 4 月の断面で、さらに、管理区域なら 18 として削除するということで、
1:21:38	あと 2 回の看板の変更等を考えております。
1:21:43	お疲れ様はいわかりました。
1:21:52	はい。
1:21:53	あとは 7 ページ目た 6 ページ目かにクリアランスの第 3 建屋の話がありますが、
1:22:04	これ廃止措置のほうでは、
1:22:08	今後の認可ですか。
1:22:11	実際これ今回の廃止措置は今あれですよ申請中ですよ。
1:22:23	はい。
1:22:25	注意力浜岡の山本でございます。後手のクリアランス第 3 建屋について廃止措置計画の変更はございません。以上です。
1:22:38	でした。
1:22:42	そんなあれ規制庁いやそれじゃドツプラ申請ってないんですよ。
1:22:48	ここにもう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:50	廃止措置の中でも出てこない。
1:22:57	はい。
1:23:01	すみません。
1:23:02	はい。
1:23:03	中部電力の松岡です。こちらのクリアランス建屋に関しましては、昨年度ですねえわ断念 4 月にして説明の中でもさせていただいておりますが、クリアランスに関するですね。
1:23:18	業務に関するですねとぴあ大サテライトだけ第 3 建屋につきましては、廃止措置計画の方とリンクしておりません。あくまで配布クリアランス業務を行うにあたってですね、管理区域の設定が必要との
1:23:32	ありますので、保安規定のほうで管理区域の設定しているという位置付けでございます。以上です。
1:23:39	はい、わかりました。
1:23:42	規制庁ツカベですね、それで／と連成させていただいた内容だとは思いますが、それに 7 月は、
1:23:53	所以外のクリアランスをやるために、PressureするIT建屋を
1:24:00	つくりますというお話だったかと思うんですが、今回この第 3 のほう建てることになった理由とか背景とかもですね、ちょっと説明。
1:24:10	資料も追加いただけますか。
1:24:20	中部電力浜岡の山本です。
1:24:24	これは第 3 建屋の閉等追加となるスパの今おっしゃったことについて、そちらのほうに追加させていただきます。以上です。
1:24:41	今ちょっと理由をわかる範囲で教えていただければと思います。
1:24:49	中部電力浜岡の山本です。くれます第 1 建屋のほうで、クリアランス数指針につきましては測定想定次第で測定のほうを実施しておるんですけども、今後解体工事が進んでいきまして、クリアランス品として出てくるものが、
1:25:08	多くなってきておりますので、測定する装置をですね、2 台ふやしまして 3 倍にするに当たりましてそれを装置多く建物が必要となりましたので、
1:25:22	今回クリアランス第 3 建屋法定過程ましてそちらのほうで測定のほうへ行っていくということです。以上です。
1:25:35	はい。
1:25:37	年度計画
1:25:40	では、
1:25:42	で、
1:25:45	で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:54	中部電力浜岡の山本です。はい。その通りでございます。今後のクリアランス品が人事出てくることも想定して測定装置をふやしたと。
1:26:08	ということでございます以上です。
1:26:12	はい。
1:26:14	去年議論させていただいた通り、そのクリアランスの推定物を
1:26:20	その計画的に
1:26:22	僕施設ではないという問題も含めてですね。
1:26:27	という御説明
1:26:35	中部電力浜岡の山本です。はい、クリアランス対象物頸部トーク建物ではございません。そっからの考えは変わっておりません。以上です。
1:26:46	はい、わかりました。じゃあその資料の
1:27:02	あと規制庁のミキヤですけれども、一つ洞道申し上げておくのあれとこっち側。
1:27:10	おそらく審査会合が必要かなと思っております。
1:27:16	現時点でみっ調整中の話ではありますけども、1月の
1:27:21	26日の火曜日、
1:27:24	2時間は多分短くなってしまいますけど、問題ないと考えておりますので、また御準備のほうは、
1:27:32	お願いできればと思います。
1:27:34	詳しい話は来年になってから決定してからご連絡する形になるかなと思います。
1:27:40	六級のパートちょっと本社資料には経過措置の話が書いてなかった申請書のようにやっぱり見ていただいていると思うんですけども、
1:27:49	廃止措置計画の今出されている申請との関係でちょっとどう、
1:27:54	どのようにお考えかをちょっとお聞かせいただけますか。
1:28:09	はい。
1:28:11	ところが、中部電力浜岡の山本ですけれども、II措置計画と保安規定の認可時期についての質問ということでよろしいでしょうか。時なのか、ぜ。
1:28:27	先に
1:28:29	保安規定のほうに引火するなり、
1:28:32	何か具体的に結果を申請する社債に検討されていればそこをちょっと教えて欲しいんですけども、
1:28:42	中部電力浜岡の山本です。
1:28:45	現在申請しております廃止措置計画のほうの認可はさっきりそなところへと今回の保安規定のスピーカーとなるという。
1:28:56	考えでございます。以上です。廃止措置は独立して認可と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:03	いうことを考えられているということですね。
1:29:07	要は排水はまあ、性能維持施設が大きいがらっと変わってしまいますので、
1:29:15	そことリンクしている。
1:29:18	保安規定は、ある程度考えて
1:29:22	先に廃止措置計画が認可されることを考えて、
1:29:26	ほかなければならないと思ってるんですけども、
1:29:32	申し上げているのは、62条、61は、
1:29:38	別添3で性能維持施設の一覧表が書いてあるわけですね。
1:29:43	廃止措置のほうは、
1:29:45	先にもっとシャープ
1:29:49	少なくなった性能維持施設が
1:29:53	規定されていて、おそらく保安規定ではそれより広い形になるのかな。
1:30:01	なので、輩出しよりも、
1:30:05	対象設備を管理していくってということで、必要な運用上は廃止措置計画等
1:30:14	保安規定で、
1:30:16	対象設備は違うけれども、
1:30:22	別々に保安規定の後から認可を考えていらっしゃるんであればやってきますとバス、そこで運用上実践できるかどうかなんですよね。
1:30:30	廃止措置が先に認可されて、後から保安規定が認可されたということを考えていらっしゃるんであれば、運用上それで問題がないかは御検討いただいているのでしょうか。
1:30:42	中部電力浜岡の山の本です。先に範囲措置計画が認可された事項について何かということで、前回の
1:30:55	そのように考えておりました、それで問題ないという評価も過去の確認もしいたしております。以上です。
1:31:08	前回、そこら辺、面談でいただきましたっけ、すみませんちょっと記憶が飛んでるんですけども、
1:31:15	結局、
1:31:16	従業員の浜岡の山本です。前回ですね、
1:31:21	ヒアリングさせていただいたときに、挨拶計画のほうを
1:31:29	認可が先でいいという評価をさせていただいた資料も別途説明させていただいております。以上ですけど。
1:31:40	わかりました。じゃあちょっとそちらを確認していますが、いずれにせよこの
1:31:45	今回替えになったところの消毒は、
1:31:51	大分変わってきてしまうんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:55	そんな時に廃止措置計画の性能維持施設と本規程の表現方法、
1:32:02	3、
1:32:05	うん。
1:32:08	はい、わかりましたそのようじゃない。
1:32:13	地下水汚染するってしまうんで、これを行ったと思いますけど、何かございますでしょうか。
1:32:22	中部電力本店の松岡でございます。今回ですねいただいたコメントにつきましては、先ほど会合 1 月 26 等ございますがそれより前の一杯のヒアリングをやらせていただくってこっち認識だと思うんですけども、そこはそれでよろしいでしょうか。
1:32:40	そこはもう必ずしもでもありませんので、そちらのご検討次第で結構だと思います。
1:32:48	承知いたしました。また東京支社を通じて調整させていただきます。
1:32:56	以上でよろしいでしょうか。
1:33:02	はい、中部電力本店は以上で大丈夫です、浜岡と業者大丈夫でしょうか。
1:33:08	はい。
1:33:09	中部電力浜岡です。特にございません。以上です。
1:33:16	あと業者鈴木です。こちらも特にございません。また年明けにですね、今後のスケジュールについては相談させていただければというふうに思います。はい、じゃあこれでやりたいと思います。ありがとうございました。
1:33:29	等ございました。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。